



# 宮 崎 県 公 報

平成21年4月16日 (木曜日) 号外 第 31 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地  
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

	頁
<b>監査委員公告</b>	
○監査結果に基づき講じた措置の公表……………	1

### 監査委員公告

#### 監査委員公告

平成20年10月10日付け及び平成20年11月10日付けで提出した監査の結果に対して、宮崎県知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年 4 月 16 日

宮崎県監査委員 城 倉 恒 雄  
 宮崎県監査委員 石 井 浩 二  
 宮崎県監査委員 濱 砂 守  
 宮崎県監査委員 長 友 安 弘

#### 1 総務課

##### (1) 監査の結果

- ① 清掃業務委託について、契約書で請負業者が提出することとされている現場代理人及び作業員の通知が行われていないものがあつた。また、実績報告書や日誌で特別清掃の実績を確認できないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 文書管理システムについては見直しが行われ、平成21年度から新システムに移行することとなったが、現行システムに係る機器の契約が継続するため、来年度以降も賃借料の支出を余儀なくされている。業務の電算システム化にあたっては、その必要性・有効性について十分検討を行う必要がある。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 現場代理人及び作業員の通知が行われていないものについては、平成20年10月7日に提出させている。また、特別清掃の実績が確認できないものについても、同日付けで実施内容を確認して実績報告書を提出させている。なお、特別清掃については、実施月を特定するとともに、報告書についても日誌とは異なる報告書で確認していくこととする。
- ② 電子決裁等の利用が低調に推移し、事務の効率化や省資源化につながっていない実態にあることについては、事前の将来予測や分析が十分でなかったと言わざるを得ない。現行システム導入の背景には、国が平成13年2月に策定した「e-Japan戦略」に文書の電子化を急速に進展させることが盛り込まれ、これに対応するための県庁内の受け皿整備を行う必要があつたことも要因の一つとなっているが、こうした事態が

再び発生することのないよう、今後、システム導入に際しては、必要性・有効性について、十分な事前検討を行っていく。

#### 2 総務事務センター

##### (1) 監査の結果

旅費について、宿泊料の調整誤りにより、支給不足となっているものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

平成20年9月2日に実施された福祉保健課の監査事務局監査時において、宿泊料(夕食代)の調整を行う必要がないものを誤って減額調整したため、旅費支給額に不足が生じたことが判明したので、平成20年9月22日に当該職員への追給を行った。今後、旅費の支給にあたっては、このようなことが起こらないよう細心の注意を払っていく。

#### 3 宮崎県税・総務事務所

##### (1) 監査の結果

契約額が100万円以上である警備業務委託等について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

事業検査については、毎月の検査を確実にに行い、その結果を請求書に反映している。このため、検査は毎月完了しているものの結果的に、最終支払い時の検査調書の作成を怠つたものである。監査指摘を受け、直ちに検査調書を作成し、是正に努めたところである。今後、同様の年間契約に伴う検査については、財務規則に従い、適正な事務手続きを進めることはもちろん、改めて複数職員による再度の書類点検体制を再構築し、今後このようなことが起こらないように努めていく。

#### 4 都城県税・総務事務所

##### (1) 監査の結果

① 都城総合庁舎及び職員駐車場の庭園管理業務委託について、請書と実績報告の薬剤散布回数に相違があつた。留意を要する。(指摘事項)

② 県税収入について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

① 庭園管理業務委託について、請書と実績報告の確認・検査を徹底するため、今後は作業状況の確認と仕様書に沿った進捗管理を複数職員でチェックし、正確な業務管理を行うこと

とした。

- ② 本所においては、県税収入の確保を図るため、従来から早期の納税催告や滞納処分の執行に努めていたところであるが、平成19年度の県税収入については、税源移譲に伴う個人県民税の調定収入額の大幅増や法人二税、不動産取得税等において大口の滞納繰越事案が発生したことから、収入未済額が前年度と比較して増加することとなった。不動産取得税については、土地の差押え等の法的措置をとりながら早期納税の催告を行った結果、最高額の滞納繰越事案が平成20年10月に完納となった。また、法人二税の収入未済増の主な原因は法人の倒産によるものであるが、平成19年度は預金差押え、自動車の公売を実施し、平成20年度は破産管財人に対する交付要求等の必要な法的手続きを行っているところである。平成20年度は税収確保のために、より早期の納税催告や滞納処分の強化に努めるとともに、国・市町と協力しながら収入未済額の圧縮に取り組んでいる。特に、個人県民税については、管内市町との併任人事交流や徴収引継ぎ等を行い、収入未済額の圧縮に取り組んでいきたい。

## 5 西臼杵支庁

### (1) 監査の結果

- ① 屋外広告物更新許可申請について、許可要件を満たしていない広告物について許可しているものがあつた。善処を要する。(指摘事項)
- ② 林道事業及び治山事業の現場技術業務委託、災害関連緊急治山事業測量設計委託及び治山林道計画調査事業について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。留意を要する。(注意事項)
- ③ 農業農村整備事業の工事に関する設計等委託について、宮崎県土地改良事業団体連合会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。留意を要する。(注意事項)
- ④ 肉用牛繁殖雌牛導入対策事業(農協有導入型)について、基金造成の補助金が支出されているが、基金造成に当たっての明確な目標等の把握や事業効果の検証が行われていない。事業の適正かつ効果的な推進のため、基金造成計画を策定するとともに、事業効果を十分検証する必要がある。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 広告物表示者を平成20年7月30日に訪問指導を行い、適正な広告物に是正する旨の約定を得た。なお、是正期限については、是正に伴う工事費用の捻出及び施工に相当の期間が必要であるため、年末まで猶予をもらいたいとの表示者の要望を受け、年末までとしたところである。許可審査において、従来添付していた資料(規制区域図、規則別表等)に、新たにチェックリストを加えることにより、決裁権者等が適正かつ容易にチェックできるよう審査体制を強化したところである。
- ② 指摘を受けた業務委託については、入札制度改革を踏まえ、関係課とともに、より公正・透明で競争性の高い契約のあり方について検討している。
- ③ 一者随意契約については、入札・契約制度改革の趣旨を踏まえ、委託業務内容の検証を行い、契約のあり方について平成20年度中に一定の方針を出すこととしている。

- ④ ア 長期的視点における導入計画と直近の導入計画の充実
- ・ 事業主体における概ね5年間の導入計画を作成させ、把握する。
  - ・ 直近の情勢を踏まえ、年度末に次年度の事業参加者の把握を実施する。
- イ 基金造成計画の策定
- ・ 上記の導入計画に基づいた5年間の基金造成計画を策定させる。
- ウ 事業効果の検証
- ・ 当事業を活用した導入実績について、計画に対する達成状況を検証させ、事業効果を把握する。

## 6 消防学校

### (1) 監査の結果

- ① 給食業務委託契約について、消防学校給食業務実施要領で「給食材料費は別途請求する」と規定されているが、請求先が明確にされていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ② 訓練用備品について、購入時期が遅れていたため当該年度のカリキュラムに活用されていなかった。年度当初からの計画的な購入を要望する。(要望事項)

### (2) 講じた措置

- ① 給食業務委託契約書における給食材料費については、受益者の負担として入校者から宮崎県消防学校校友会が徴収し、委託事業者を支払うこととしている。契約書では「別途請求する」とされているが、請求先の記載がなかったため、今後は、これを明確にすることとする。
- ② 平成18年度末の空気呼吸器の保有状況は18台であり、これを年度当初に計画的どおり2台購入しておれば、19年度に空気呼吸器を使用した訓練は、特に初任科40人に対して、2小隊に分けるなどしてより効率的な訓練を実施することができた。購入時期が遅れたため有効活用ができなかったことを深く反省しており、今後かかることのないよう適正に対処していく。

## 7 福祉保健課

### (1) 監査の結果

福祉保健部において、共済組合等から交付された福利厚生事業の交付金等の横領事件が発生した。福利厚生事業に係る事務処理を的確に行うとともに、管理の徹底、再発防止に努める必要がある。留意を要する。(指摘事項)

### (2) 講じた措置

福利厚生事業に関し、通帳の保管や帳簿の整理、所内検査等を定めた実施要領や事務処理要領等を制定し、定期的な事務処理チェックを行うなど再発防止に努めるとともに、預金通帳と印鑑の管理の徹底や、職員に対しては、倫理意識の向上や更なるコンプライアンスの徹底について周知を図った。

## 8 国保・援護課

### (1) 監査の結果

宮崎県国民健康保険広域化等支援基金について、平成17年度以降、利子の発生しない決済用預金で管理されている。同基金条例第3条の規定に基づき最も確実かつ有利な方法で管理することが望まれる。(要望事項)

### (2) 講じた措置

平成17年度以降、決済用預金で管理していたが、会計課と協議し、平成20年度からは、適切な金融商品により運用する。

## 9 障害福祉課

## (1) 監査の結果

- ① 公有財産使用料等の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 県立視覚障害者センター及び県立聴覚障害者センターについては、指定管理者に管理運営を行わせているが、施設の管理の適正を確保するための実地調査が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 今後、かかることのないよう、財務規則等に定める事務処理について、職員への周知徹底を図り、適正な会計事務の確保に努める。
- ② 県立視覚障害者センターの指定管理者である財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会及び県立聴覚障害者センターの指定管理者である社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会に対して、平成20年10月28日に、両センターにおいて、組織体制・経理・利用業務等について実地調査を行った。今後は、「指定管理者による管理運営に係るモニタリング実施要領」に基づき、確実に実施する。

## 10 衛生管理課

## (1) 監査の結果

公有財産使用料の調定について、調定処理が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

中央動物保護管理所の一定部分に係る平成19年度の公有財産使用料の調定については、前年度末に宮崎市からの行政財産使用許可申請書の提出を受け、直ちに所定の手続きを行い、行政財産使用許可書を交付したが、年度当初の調定が行われなままとなっていた。その後、宮崎市からの問合せにより、調定漏れが判明し、直ちに調定を行ったものである。遅延した主な原因は、定期異動(担当・リーダー等が異動)の際における事務引継書への記載漏れやチェック体制の不備によるものである。再発防止策として、直ちに事務引継書への必要事項の明記や、組織としての進行管理の徹底を強化したところである。なお、平成20年度は、年度当初に調定を行っている。

## 11 こども家庭課

## (1) 監査の結果

- ① 児童扶養手当返還金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- ② 母子寡婦福祉資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。貸付金の効果的な活用についての取組が望まれる。(要望事項)
- ③ 母子福祉資金貸付金、寡婦福祉資金貸付金及び児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、関係出先機関に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

- ① 児童扶養手当返還金については、公的年金の受給や婚姻等により、手当の受給資格を失うこととなった場合の、受給者本人からの届出の遅れにより発生するものであり、町村の協力を得ながら、新たな返還金の未然防止、児童扶養手当管理員を中心とした返納指導に取り組んでいるが、債務者の経済基盤の脆弱さもあり、収入未済額の解消に結びついていない。このため、以下の対策について、さらに徹底を図り、収入

促進等に努めていく。

ア 町村窓口において、新規の認定請求者や毎年1回の現況届出者に対するリーフレットの配布や説明により、受給資格を失った際の速やかな届出義務履行の周知徹底を図るとともに、町村と連携して、早期(手当の定期支払期日(4月・8月・12月)前)の資格喪失者の把握に努める。

イ 債務者に対し、督促や計画的な返納指導(電話・訪問)を実施するとともに、債務者の生活実態を踏まえ、必要に応じ、分割納入の措置をとるなど、きめ細かな対応を行う。

ウ 連絡不能となった債務者に対する公簿等の調査や、長期未納者に対する債務承認書の提出等により適正な債権管理に努める。

- ② 繰越金については、平成18年度決算において、繰越額(不用額)が母子及び寡婦福祉法に定める償還基準額を超えたため、平成20年度、国への返還を行うとともに、一般会計への繰り入れを行うこととしている。今後、より一層、制度の利用促進を図るため、県庁ホームページ等による情報提供や、母子福祉団体等を通じた活用の呼びかけに引き続き努めていく。

- ③ 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金については、各福祉こどもセンター所長等で構成される貸付制度運用対策会議等において、制度の適正運用と償還指導の徹底を図っているところである。今後とも、「母子寡婦福祉資金貸付金収納促進対策要領」に基づき、母子寡婦福祉資金システムの効果的な活用を図りながら、未収金の発生予防及び収納促進の取組強化に努めていく。児童保護費負担金については、関係出先機関に対し、所属長会議やその他の会議等において収入促進の指導を行っているところである。今後とも、「福祉保健部未収金予防・収納促進対策要綱」等に基づき、未収金の発生の予防及び個々のケースに応じたきめ細かな納入指導の徹底に努めるよう指導していく。

## 12 中央福祉こどもセンター

## (1) 監査の結果

郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

今後は、在庫状況及び使用量を確認のうえ、必要な時期に必要な数量を購入することとし、適正な予算執行事務に努める。

## 13 南部福祉こどもセンター

## (1) 監査の結果

- ① 業務委託医に対する報償費について、予算執行何が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ② 電気電話屋内配線工事等について、請書が提出されているにもかかわらず、支出負担行為が行われていなかった。留意を要する。(指摘事項)
- ③ 庁舎清掃業務委託について、見積通知と異なる清掃回数で見積書を提出した業者と契約していた。留意を要する。(指摘事項)
- ④ 児童保護費負担金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- ⑤ 郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購

入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 予算を執行しようとする時は予算執行何の作成に留意するとともに、支払にあつては必ず予算執行何を確認することとし、適正な会計事務に努める。
- ② 請書等により契約を締結する時には、支出負担行為書の作成について留意するとともに、支払にあつては必ず支出負担行為を確認することとし、適正な会計事務に努める。
- ③ 見積を依頼する際に契約条件等の説明を十分に行うとともに、提出された見積書の内容が契約条件に適合しているか等について精査するなど、適正な会計事務に努める。
- ④ 平成19年10月から、納入指導や徴収を専任で行う債権管理事務嘱託員を配置し、家庭訪問等を行っているところであるが、平成20年度から債権管理対策会議を定期的開催し、組織的に未収金対策等について協議検討することとした。今後は、引き続き、保護者の滞納状況、生活状況の把握に努め、年3回の未納金納入月間を中心に各ケース担当職員と債権管理事務嘱託員とが連携しながら、家庭訪問等を通じて納入指導を行い、収入未済額の減少に努める。
- ⑤ 今後は、在庫状況及び使用量を確認のうえ、必要な時期に必要な数量を購入することとし、適正な予算執行事務に努める。

## 14 北部福祉子どもセンター

## (1) 監査の結果

- ① 母子寡婦福祉資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ② セキュリティシステム保守管理業務委託について、契約決定した業者の見積内容が予算執行何の内容と相違していた。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

- ① 滞納者の状況と償還指導の経緯を記録した滞納整理促進台帳を活用して、償還指導の進行管理を更に徹底し、収入促進に努めた。また、新たに償還開始となる分については、口座振替利用の指導の更なる徹底により、納入促進を図るとともに、借主はもとより連帯借主及び保証人に対する督促、昼間不在である家庭に対する夜間電話、訪問等を積極的に行うなど、重点的かつ効率的な償還指導に努めた。更に、上記措置を含む償還指導の方法や滞納者の分類等について具体的・詳細に定めたマニュアルを作成し、個別の滞納者に応じた償還指導の効率化を図るとともに、センター全体で償還指導に関する認識を共有し、償還指導の総合的な事務管理を図った。
- ② 見積を依頼する際に契約条件等の説明を十分に行うとともに、提出された見積書の内容が契約条件に適合しているか等について精査するなど、適正な会計事務に努める。

## 15 日南保健所

## (1) 監査の結果

旅費について、バック旅行を利用する場合の調整誤りにより、支給不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

当該職員に支給不足となっている旨を通知するとともに、速やかに不足額の追給を行った。今後、適正な会計事務に努める

。

## 16 延岡保健所

## (1) 監査の結果

物品の修繕に係る随意契約について、二者以上の見積書を徴した上で決定すべきところを一者のみの見積りで契約しているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

今回の物品の修繕については、二者以上の見積書を徴すべきところ、一者しか修繕できないものと判断し一者のみの見積りで契約していたが、今後はより慎重な検討や判断を行い、公正かつ適正な会計事務に努める。

## 17 こども療育センター

## (1) 監査の結果

郵便切手について、年度末に在庫があるにもかかわらず購入していた。また、種類によっては年間所要数量を大きく上回って購入していた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

今後は、在庫状況及び使用量を確認のうえ、必要な時期に必要な数量を購入することとし、適正な予算執行事務に努める。

## 18 みやざき学園

## (1) 監査の結果

① 役務費または委託料で支出すべき調査業務について、需用費で支出されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

② 物品購入の事務において、購入担当者と納品検査者が同一の者となっているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 今後は、支出すべき経費について十分な確認を行うとともに、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と公正かつ適正な会計事務に努める。

② 今後は購入担当者と納品担当者を別にするとともに、財務規則等に定める事務処理の的確な遂行と厳正な検査を行い、公正かつ適正な会計事務に努める。

## 19 環境対策推進課

## (1) 監査の結果

産業廃棄物啓発学習等推進事業に係る業務委託契約について、変更契約に伴い必要となる仕様書の変更が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

業務委託契約を締結した委託事業に変更が生じ、変更契約を締結する必要が明らかになった場合には、速やかに変更契約を締結し、仕様書の変更を行うこととする。

## 20 自然環境課

## (1) 監査の結果

野生猿対策事業については、環境森林部と農政水産部でそれぞれ事業を実施しているが、環境森林部は本庁で事業を実施しており、農政水産部は農林振興局等で実施している。本事業の効率的な実施のために、農林振興局等での一元化した事業実施について検討が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

野生猿による被害対策については、環境森林部が主に捕獲対策を、農政水産部が主に防除対策を、それぞれ役割分担しながら取り組んでいるが、今後、両部の更なる連携を図り、効率的

な事業の執行を検討していきたい。

## 21 森林整備課

### (1) 監査の結果

- ① 用地事務委託料について、委託契約書において概算払としているものを精算払で支出していた。留意を要する。(注意事項)
- ② 生産物(スギ穂木)について、処分手続が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 既存の事業執行管理表の様式を改正し、支払い状況が確認できるようにした。今後は、財務規則、交付要綱等の遵守を徹底するとともに、十分なチェックを行うこととした。
- ② スギ穂木については、同一団体が採取する他の生産物(種子)と一括して処分手続を行っていたため、払い下げ代金の納入が遅れていたが、事案発生ごとに処分手続を行い代金納入させるよう事務手続きを改善した。

## 22 山村・木材振興課

### (1) 監査の結果

林業・木材産業構造改革事業補助金について、補助金の額の確定時期が遅れていた。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

これまで、予算執行伺において県単事業と国庫事業を一括して起案していたものを、平成20年度からは県単事業と国庫事業の予算執行伺を別々にし、県単事業については実績報告受理後速やかに額の確定を行うように改善した。

## 23 木材利用技術センター

### (1) 監査の結果

- ① 公有財産使用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 概算払で支出した試験研究に係る試験体の製作等業務委託料について、額の確定が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 収入金の納入期限は、宮崎県財務規則第31条で、「年額で定めたものは、その会計年度の4月30日」となっている。しかし、平成19年度は4月30日は4月29日(昭和の日)の振替休日となっており、4月28日は土曜日であったことから納入期限を4月27日に指定していたものである。しかし、同規則第31条ただし書きで、「指定すべき日が日曜日又は銀行法施行令第5条第1項各号に掲げる日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、その日後の日曜日等でないその日に最も近い日とする。」と規定されており、5月1日が正規の納入期限であった。今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な事務執行に努める。
- ② 実績報告書に基づき額の確定を行った。今後は、宮崎県財務規則に基づき、適正な契約事務の執行に努める。

## 24 経営金融課

### (1) 監査の結果

- ① 小規模企業者等設備導入資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)
- ② 小規模企業者等設備導入資金特別会計について、翌年度への繰越金が多額となっている。制度の見直しを含めた資金の効果的な活用について、具体化が望まれる。(要望事項)

### (2) 講じた措置

- ① 小規模企業者等設備導入資金特別会計における収入未済額については、訪問や文書指導等による回収に努めた結果、1,390千円を回収したが、新たに2,700千円の収入未済が発生したため、1,310千円の増加となり、平成19年度末現在の収入未済額は292,477千円となった。今後とも、独立行政法人中小企業基盤整備機構の助言・指導を仰ぐとともに、債権回収会社の活用を図りながら回収に努める。
- ② 当該繰越金は、国の制度事業である小規模企業者等設備導入事業(小規模企業者等設備導入資金貸付及び小規模企業者等設備貸与)に係る貸付原資である。近年、資金需要が低迷し、年々増加傾向にあるが、国からは事業の存続を求められており、今後の資金需要の見込みを適切に見通しながら、適正な繰越額となるよう検討を進めている。

## 25 工業技術センター

### (1) 監査の結果

- ① 公衆電話手数料等について、雑入受入れ処理が大幅に遅れていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 機器の保守点検委託契約について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 清掃業務委託について、契約書で請負業者が提出することとされている現場主任者及び作業員の通知が提出されていなかった。また、警備業務委託について、契約書でセンターが指定することとされている監督員が指定されていなかった。留意を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

- ① 指摘の内容は、平成18年1月の公衆電話撤去に伴う残金を、平成20年2月に雑入受け入れしているもので、撤去年度である平成18年3月までに処理しなければならなかったものが、未処理になっていたものである。今後は、事務処理の状況を常に確認するなど、チェック体制を強化し再発防止に努める。
- ② 指摘の内容は、機器の保守点検委託契約書に本来記載すべき再委託の禁止事項が記載されていなかったもので、監査指導後の委託契約書には、再委託禁止事項を明記するように改善した。今後も、関係法令等の確認等を徹底するとともに、適切な事務処理を行う。
- ③ 清掃業務委託の指摘内容は指摘文のとおりで、平成20年度より請負業者に現場主任者及び作業者を通知させている。警備業務委託の指摘内容は、監督者と検査者を同一人と判断したことによるもので、平成20年度より、監督員として追加指定している。今後は、契約内容の確認等を徹底するとともに、適切な事務処理を行う。

## 26 農政企画課

### (1) 監査の結果

みやざきブランド推進対策事業費補助金について、額の確定に誤りがあった。善処を要する。(注意事項)

### (2) 講じた措置

本件は、同一の交付要綱に基づき、2種類の補助金を受けた補助先が、同一の補助金として資金管理を行っていたため、実績報告書を誤ったものである。補助先に対し、実績報告書の再提出を求め、額の再確定を行い、補助金を返還させた。また、補助金ごとの資金管理を徹底するように指導した。

27 営農支援課

(1) 監査の結果

農業改良資金貸付金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。  
(注意事項)

(2) 講じた措置

農業改良資金の償還指導は、農産物の輸入自由化や自然災害の影響による作柄不良等の厳しい農業情勢を背景に、経営不振に陥って償還が困難となった借受者が増加したことや、長期間にわたって償還金を延滞している借受者の固定化などにより、年々困難の度合いを増しつつある。農業改良資金の償還指導に当たっては、従来から、督促と併せて、借受者の農業経営改善が適切に図られるよう、各農林振興局及び農協等が連携して、延滞が発生した初期の段階からのきめ細かな営農・経営指導を実施し、延滞金の回収を粘り強く行うとともに、保証人を交えた面談を行うなどして、償還金の分割納付も含め、延滞者の個々の実状に応じた償還指導を積極的に行っているところである。また、現年度の約定償還に対しては、新たな延滞を発生させないように努めているところであり、今後とも、きめ細かな償還指導を実施して、収入未済額の圧縮を図っていく。

28 中部農林振興局

(1) 監査の結果

給油券について、発行日より実際の給油日が遅れているものが散見され、中には発行日から20日以上経過して給油されているものも見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

発行した給油券については、公金としての意識を持ち、当日もしくは翌日には必ず使用すること、業務の都合等により使用できなかった場合にはいったん返却し、使用時に再度申請するように職員に対して周知徹底を行った。また、運行管理簿に給油した日時及び給油所名を記録することとした。今後は、給油券の取扱いについて十分留意し、適正な事務処理に努めていく。

29 北諸県農林振興局

(1) 監査の結果

① 治山事業の現場技術業務委託について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意契約となっているものがあつたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。留意を要する。  
(注意事項)

② 農業農村整備事業の工事に関する設計等委託について、宮崎県土地改良事業団体連合会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。留意を要する。(注意事項)

③ 平成19年度の新規事業として、野生猿被害防止総合対策事業が実施されているが、事業効果の検証がなされていない。多発する野生猿被害の防止対策をより効果的なものとするために、事業実績を十分検証する必要がある。留意を要する。  
(注意事項)

④ 肉用牛繁殖雌牛導入対策事業(農協有導入型)について、基金造成の補助金が支出されているが、基金造成に当たっての明確な目標等の把握や事業効果の検証が行われていない。事業の適正かつ効果的な推進のため、基金造成計画を策定するとともに、事業効果を十分検証する必要がある。留意を要する。(注意事項)

⑤ 国営かんがい排水事業都城盆地地区関連の県営事業について、国営事業に比べて、末端事業である県営事業の進捗が著しく遅れているため、国営事業が完成しても水の利用ができない状況にある。事業効果の早期発現のため、県営事業の着手を早める必要がある。(要望事項)

(2) 講じた措置

① 指摘を受けた業務委託については、入札制度の改革を踏まえ、関係課とともに、より公正・透明で競争性の高い契約のあり方について検討している。

② 一者随意契約については、入札・契約制度改革の趣旨を踏まえ、委託業務内容の検証を行い、契約のあり方について平成20年度中に一定の方針を出すこととしている。

③ ア 事業実施状況の把握

- ・ 事業実施内容について、活動日誌等の作成を行い、事業の途中及び実績時点での実施状況の把握を行った。また、農家への聞き取り等、事業効果が検証できる資料を提出してもらった。今後も、野生猿被害対策協議会を中心に十分な協議を行いながら事業を実施する。

イ 事業効果の検証

- ・ 電気牧柵及び追い払い活動について、実施状況や被害状況の聞き取り結果等から、効果の確認・検証を行った。今後も、関係機関と連携して事業効果を十分検証し、より効率的・効果的な事業の展開を図る。

④ ア 長期的視点における導入計画と直近の導入計画の充実

- ・ 事業主体における概ね5年間の導入計画を作成させ、把握する。

- ・ 直近の情勢を踏まえ、年度末に次年度の事業参加者の把握を実施する。

イ 基金造成計画の策定

- ・ 上記の導入計画に基づいた基金造成計画を策定させる。

ウ 事業効果の検証

- ・ 事業の導入計画に対する達成状況を検証させ、事業効果を把握する。

⑤ 都城盆地地区では、ダムの水が使用できない状況において、これまで暫定水源を確保しながら県営事業を進めてきたが、国営事業の完了が間近となったことから、今後も、関係市町や地元と十分な協議・調整を図るとともに、担い手への農地利用集積の推進やモデルほ場の実証成果を活用した営農の啓発・普及等により、計画的な推進に努めていく。

30 東臼杵農林振興局

(1) 監査の結果

① 林道事業及び治山事業の現場技術業務委託、奥地保安林保全緊急対策事業等の測量設計業務委託について、社団法人宮崎県治山林道協会との一者随意契約となっているものが見受けられたが、随意契約の理由としては不十分と思われる。留意を要する。(注意事項)

② 林道整備に係る設計等委託について、業務内容の変更を指示する際に作成すべき調査職員指示書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

③ 長期研修により月の全日にわたって通勤の実態がない職員の通勤手当について、支給停止処理がされず、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

④ 備品 (コンピュータソフト) について、本来の目的に活用されないまま短期間で廃棄処分されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

⑤ 平成19年度の新規事業として、野生猿被害防止総合対策事業が実施されているが、事業効果の検証がなされていない。多発する野生猿被害の防止対策をより効果的なものとするために、事業実績を十分検証する必要がある。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 指摘を受けた業務委託については、入札制度の改革を踏まえ、関係課とともに、より公正・透明で競争性の高い契約のあり方について検討している。

② 調査職員と請負者間の指示や承諾については、書面により手続きを実施するよう徹底する。なお、業務内容の変更にあたっては、双方との連絡協議を強化するとともに、組織で進行管理が適正に処理されるよう担当リーダーが厳重にチェックを行うこととする。

③ 指摘のあつたことについては、長期研修職員が全日にわたって通勤の実態がなかつた平成19年9月の給与に対し、通勤手当の戻入処理を見落とし、支給された状態であることに気づかなかつたことによるものである。監査を受けた後に、長期研修職員の平成19年9月の勤務状況を調べ、指摘のとおり過払いであることが確認されたので、延岡総務・商工センターに説明し、過年度戻入の手続を依頼した。延岡総務・商工センターは、過年度戻入のため、宮崎市の総務事務センターに対応を依頼し、宮崎市の総務事務センターが過年度戻入の手続を行った。長期研修職員に対しても、過払いであつたことを説明したうえで戻入を依頼し、戻入が完了されたことを確認した後、精算を行った。今後、同様の事例が発生しないよう適切な事務執行に努めていくこととする。

④ ア コンピュータソフト (エッジスイーパー)

既存の紙図面をスキャンするだけで電子データとして変換保存が可能となり、CADデータとして編集を可能にするソフトである。平成17年3月当時の成果品納入は、画像データでの納品もあり、その画像データをCADデータとして図面化する必要があり導入したものである。その後、宮崎県電子納品運用ガイドラインに基づき、成果品は電子データで納品されるようになり、紙ベースでの納品がほとんどなくなつた。今後も紙ベースでの納品はほとんどありえないと判断し、本ソフトを廃棄処分した。

イ コンピュータソフト (アークビュー9)

G I S (地理情報システム) を用い、地理的位置を手がかりに位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理加工し、視覚的に表示するためのシステムである。環境森林部において、試験運用ソフトとして開発。自然環境課が権利を一括管理し、森林組合へ貸し出すことを想定していたが、当局管轄が県内森林面積の約4割を占めていることから、災害対策・ヒアリング資料作成等に活用し省略化がどれほど図られるか、試験的に導入したものである。当システムは、平成18年4月に本格稼働したが、①従前の試験運用ソフトからの更新費用が約50万円必要であること、②ソフトの維持費が必要であること、③自然環境課が権利を一括管理し、森林

資源情報の管理のために森林組合へ貸し出すシステムになつたこと、等から本稼働ソフトの導入を断念し、のちに廃棄処分とした。

ア・イともに、平成17年3月に導入し、平成20年1月に廃棄処分とした。今後は、ソフト導入の際、慎重に吟味し、無駄な支出とならないように努めていく。

⑤ ア 実績状況の把握

振興局職員も構成員となる野生猿被害対策協議会において、随時、事業の実施状況の把握、事業実施方法の検討を行つてきた。今後も、当協議会において十分な協議を行いながら事業を実施する。

イ 事業効果の検証

事業実施主体に対し、野生猿対策の地域の課題整理及び長期的な展望、実績検証の結果等について聞き取りを行い、事業効果が確認できる追加資料を提出してもらい検証を行った。今後も、事業効果を十分検証し、より効果的・効果的な事業の展開を図る。

31 総合農業試験場

(1) 監査の結果

試験低コスト耐候性ハウス新設工事において、試験研究に必要との理由で追加工事を内容とする変更契約がなされていた。施設として欠くことのできない設備等については、当初の設計段階で予算面を含め十分検討することが望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

要望の趣旨を踏まえ、今後は、研究目標を達成できるように十分な設計積算を行つた上で予算要求する等、より適正な予算執行に努めていくこととする。

32 総合農業試験場茶業支場

(1) 監査の結果

生産物売収入のうち委託販売分について、調定処理が大幅に遅れていた。留意を要する。(指摘事項)

(2) 講じた措置

茶業支場において収穫した生茶のうち、委託加工によって製造された荒茶の一部を委託販売しているが、この調定処理についての指摘である。今後は指摘の内容を真摯に受け止め、業務完了時に求めていた販売報告書に代えて、販売の都度、数量、単価、販売金額等必要な事項が記載された販売内訳書の提出を求め、速やかな調定処理に努めていくこととする。

33 農業大学校

(1) 監査の結果

① 炊事業務委託契約について、契約書で請負業者が年間の業務完了後に提出することとされている業務完了届が提出されていなかった。また、契約額が100万円以上である公園管理作業補助業務及び庭園管理作業補助業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

② 行政財産使用許可台帳について、平成18年度以降の許可に係る事項が記載されていなかった。善処を要する。(指摘事項)

③ 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、支給不足となっているものや、通勤手当との調整誤りにより、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

④ 米の生産物台帳について、収穫から販売までの過程での数

量が把握できるような整理がされていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 炊事業務委託契約における業務完了届については、提出を求め、受領した。また、公園管理作業補助業務及び庭園管理作業補助業務委託の検査調書については作成した。今後は契約書の内容を確認し、提出すべき書類について不備のないよう留意する。
- ② 平成18年度以降の許可事項を行政財産使用許可台帳に整理した。今後、行政財産使用許可台帳の記載もれがないように十分注意する。
- ③ 支給不足になっていた分と過払いになっていた旅費について、平成20年10月24日にそれぞれ追給・戻入の手続きを行った。旅費支給については、支出時に再度確認を行い、旅費の過不足を生じないように努める。
- ④ 米等の一定期間保存する生産物について、生産物取扱要領に基づいた事務処理により、収穫から販売までの過程での数量が把握できるよう生産物台帳を整理し、生産物の適正な管理を行う。

## 34 都城家畜保健衛生所

## (1) 監査の結果

除草・樹木管理業務等の委託契約書について、収入印紙が貼付されていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

直ちに適正な税額の収入印紙を貼付させた。今後、このようなことがないように確認を徹底し、適正な事務処理に努めていく。

## 35 畜産試験場川南支場

## (1) 監査の結果

概算払で支出した養豚経営における高機能膜利用浄化処理機能向上技術開発業務委託料について、額の確定が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

直ちに額の確定事務を行い、契約相手方に額の確定通知書を交付した。今後は、このようなことがないように、適正な事務処理に努める。

## 36 河川課

## (1) 監査の結果

ダム管理費負担金及び堰堤改良事業受託料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

調定調書の作成にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時において、担当リーダー、課長補佐等による精査を徹底することとした。

## 37 建築住宅課

## (1) 監査の結果

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、関係出先機関等に対するより一層の指導が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

今後、収入未済額の縮減を図るため、関係出先機関等に対し、次の取組みを講じることとしている。

① 個々の滞納者の実情に応じたきめ細やかな徴収対策を、年間を通じて行っていく必要があると考える。このため、11月を滞納整理強化月間、1月には関係出先機関等へのヒアリング、さらに、3、5月を出納閉鎖重点月間とするなど、取り組みの強化を図っていくとともに、収入未済額が増加している関係出先機関等に対しては、個別にヒアリング等を行うなど重点的に対応を図っていく。

② 滞納者の増加を未然に防ぐことも重要であり、滞納初期段階からの納付指導を徹底して行うよう関係出先機関等に対し改めて要請した。

③ 未済額縮減に関する関係出先機関等の意識の醸成を図ることが重要であることから、関係出先機関等担当者及び住宅管理員に対する研修会を7月に開催し、具体的な取組事例の紹介や徴収方法等についての意見交換を行った。今後も納入状況を踏まえながら、必要に応じて意見交換等を行っていく。

④ 納入督促に応じない悪質滞納者に対しては法的措置を早期に取り組むなど、収入未済額の増加の防止を図っていく。

⑤ 退去滞納者については、追跡調査及び納付請求を更に強化し、所在が確認できない退去滞納者については、不納欠損処分実施基準に照らし適正な債権管理を行う。

## 38 宮崎土木事務所

## (1) 監査の結果

道路管理者以外の者が行う道路工事について、工事承認後、着手届や完成届の提出のないものがあり、現在の状況が確認できないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

道路管理者以外の者が行う工事(道路法24条工事)については、許可の際に着手・完了届の様式を交付して提出を指導していたが、事後の提出状況の把握等が不十分であった。今後は、提出について更に周知徹底を図り、許可の条件として明記するとともに、処理台帳(受付簿)の様式について、工期等を把握できるように見直し、届出が適期に提出されていない場合は、定期的に督促等を行うよう改善した。

## 39 日南土木事務所

## (1) 監査の結果

① 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

② 道路管理者以外の者の行う道路工事の承認について、工事が終了しているにもかかわらず工事完成届が提出されていないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 調定調書の作成に当たっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時に担当リーダー、担当課長等による精査を徹底することとした。

② 直ちに申請者及び施工業者に対して工事完成届を提出するよう催促し、全ての案件について完成届が提出された。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、工事完成届が未提出の場合は、直ちに提出するよう申請者等への指導を徹底することとした。

## 40 串間土木事務所

## (1) 監査の結果

県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)



## (2) 講じた措置

収入未済額圧縮のための取組みとして、総務担当の職員 6 名で対策チームを作り、臨戸訪問を行う体制の強化をすることとした。夜間の催告については、月 1～2 回行い、また、ボーナス時期を中心として年 2 回徴収強化月間を設け、臨戸訪問や電話での催告を通常月より頻度を上げ、週 2 回ほど行うこととした。なお、悪質な長期滞納者に対しては、明渡請求を実施するなど、法的措置により収入未済額の圧縮に努める。

## 41 都城土木事務所

## (1) 監査の結果

- ① 河川敷占用料の調定について、納入期限を誤っているものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ② 道路占用料について、調定額の算定を誤り、収入不足となっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)
- ③ 都城霧島公園線湯谷工区の舗装打換工事について、当初設計時に使用した道路台帳の不備により、施工方法の変更が行われていた。留意を要する。(注意事項)
- ④ 河川改修工事について、当初契約の内容は 2 箇所の樋門改修であったが、変更契約により、さらに別の 2 箇所の樋門改修が追加されていた。今回のような変更契約にあたっては、他の業者の受注機会を損なうおそれがあるため、その必要性について十分検討を行う必要がある。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 調定調書の作成にあたっては、財務規則に基づき適正に処理するとともに、決裁時に担当リーダー、担当課長等による精査を徹底することとした。
- ② 平成 19 年 4 月 20 日付け道路占用料 1 件(現場事務所)について、占用期間の誤り(誤: 7 ヶ月、正: 8 ヶ月)により収入不足となつた 12,480 円を平成 20 年 8 月 7 日に調定を行い、8 月 20 日納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。
- ③ 今後、舗装構成の確認に当たっては、工事発注前に試掘等を行い、現地の舗装構成を確認することとする。また、道路台帳の作成や修正にあたっては、道路台帳修正事務取扱要領に沿った適切な処理を更に強化・徹底し、内容に不備(間違いや漏れ)が生じないように努める。
- ④ 今回の工事は洪水による浸水防止に重要な役割を果たす樋門ゲートの改修工事であり、次期出水期までに改修を完了させる必要があり、時間的な制約を考慮すると別発注では対応が困難であることから、追加工事として変更契約により実施したものである。今後、新たに追加する工事については、他の業者の受注機会を損なうことのないよう必要性について十分検討することとした。

## 42 小林土木事務所

## (1) 監査の結果

- ① 橋梁維持工事について、当該工事とは直接関連性がない工事を設計変更により追加施工しているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 道路占用料について、調定額の算定誤りによる追加徴収や返還が見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ③ 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 追加工事を変更設計で行う際には、当該事業目的との妥当性を十分考慮し慎重に対応していくよう、関係職員を対象に研修を行い、更なる適正な予算執行について徹底を図った。
- ② 平成 19 年 4 月 2 日付け道路占用料 1 件(外径 0.1m 未満管)について、計算誤りにより収入不足となつた 16 円を平成 20 年 8 月 21 日に調定を行い、平成 20 年 8 月 25 日納付を受けた。今後は、適正な事務処理に努める。
- ③ 滞納初期段階からの臨戸訪問による速やかな督促、連帯保証人への早めの納付協力依頼、高額滞納者に対する計画的かつ着実な返済の確保等の取組みにより、収入促進に努める。

## 43 日向土木事務所

## (1) 監査の結果

- ① 県営住宅敷地内の電柱等に係る行政財産使用料について、調定処理が大幅に遅れているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)
- ③ 県営住宅管理人手当の報償費について、源泉徴収税の歳入歳出外現金への振替処理が行われていないものがあつた。善処を要する。(指摘事項)
- ④ バス借上料に係る資金前渡について、精算事務手続が大幅に遅れているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)
- ⑤ ダム給水設備保守点検業務委託等に係る見積書の徴収等について、事務手続に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- ⑥ 契約額が 100 万円以上であるダム管理等業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)
- ⑦ ダム飲料水配水管敷等として民間から借り受けている土地について、借受財産台帳が作成されていなかった。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 今後は、財産使用許可台帳の整備更新を確実に実施し、特に年額で定める使用料については、4 月の調定期間に十分な確認を行うこととし、適正時期に事務処理を行うよう努める。
- ② 滞納者については、早期に面談等を行い長期滞納を防ぐとともに、連帯保証人等に対しても協力を求め、納付の指導を徹底することとした。また、悪質滞納者に対しては、明渡請求等の法的措置も考慮しつつ収入未済額の圧縮に努める。
- ③ 源泉徴収税(9,325 円)の歳入歳出外現金への振替については、平成 20 年 7 月 31 日に処理を行った。今後は、処理に漏れないよう出納員をはじめとするチェック機能を再確認し、体制の強化に努める。
- ④ 資金前渡職員への精算期日の徹底を図るとともに、財務電算システムにより配信される「資金前渡未処理リスト」による確認の徹底を図ることとした。
- ⑤ 歩掛等の積算根拠がない業務委託をする場合は、積算根拠のために見積書を徴し、それに基づき設計書及び予算執行何を作成し、業者から見積書を出し直してもらい、見積もり最低価格者と契約する手順となっている。今回、積算根拠のために見積書を提出した業者の最低価格者と即契約を実施した事務処理の誤りである。今後は、適正な事務処理に努める。

⑥ 本件委託業務の検査確認は毎月報告書により行っているが、毎月の支払に当たっての検査完了の確認は、最終支払時までの間は請求書に押印された検査印を基に行っていた。今後は、最終回支出の際に契約書、業務の成果に関する報告書等に基づき検査を実施し、検査調書を作成する。

⑦ 借り受けしている土地について、直ちに台帳を作成し保管した。

44 延岡土木事務所

(1) 監査の結果

① 県営住宅等使用料について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

② 法務局でのコピー代について、資金前渡の手續に適切でないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

① 従来の収入促進強化月間だけでなく、毎月を促進強化月として捉え、滞納者に対して最も効果的な徴収方法を個別に検討の上、計画的かつ組織的に収入促進に取り組むほか、悪質な長期滞納者に対しては毅然とした態度で法的措置による明渡請求を実施することとした。一方で、退去した滞納者についても、さらに取組みを強化し、収入未済額の圧縮に努めることとした。

② 職員がコピー代の立替払いを行ったものである。今後、このようなことがないように十分留意するとともに、法務局でコピーが必要な場合には、資金前渡の事務手続きを行うよう関係職員に周知し、財務規則に従い適正な事務処理に努める。

45 財務福利課

(1) 監査の結果

① 育英資金貸付金、高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励貸付金について、収入未済額が前年度と比較して大きく増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(指摘事項)

② 育英資金貸付金について、貸与期間が満了等したときに徴求すべき借用証書の提出がないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

③ 教職員用パソコンについて、入札による一括購入の執行残額を年度末に県立学校へ令達し各学校で購入したため、購入単価が高くなっているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

④ 県立高等学校及び県立中等教育学校において生徒寮が設置運営されているが、寮費の取扱いに相違が見られる。寮費についての基本的な考え方を整理されるよう要望する。(要望事項)

(2) 講じた措置

① 育英資金等の返還に伴う未済額については、貸与者の返還意識の希薄化や未就労が主な要因となり増加傾向にあるが、その縮減に向けて、職員及び債権管理員が、本人及び連帯保証人に対して、文書、電話、直接訪問による催告を反復して行い、返還の促進を図っているところである。今後とも、こうした催告活動を継続し、滞納額の縮減に努めるとともに、ホームページや学校における奨学生募集の段階で、返還義務が存することや返還方法についての周知活動を行い、新たな事案の発生の防止を図っていくこととする。

② 宮崎県育英資金の借用証書提出については、育英資金貸与規則に、「貸与生が貸与期間の満了その他の理由で貸与を受けることができなくなったときは、遅滞なく、貸与を受けた育英資金の全額について、保証人の連署した育英資金借用証書を県教育委員会に提出しなければならない。」との定めがある。しかしながら、返還への意識の低さや連帯保証人を見つけることが困難である等の理由により、一部の貸与者から借用証書を徴することができない場合があるのが実態である。こうした借用証書の未提出事案を解消するため、電話、文書、直接訪問により引き続き提出を求めるとともに、特に債権保全の観点から、年数を経た未提出者については、さらに重点的に直接訪問等を反復しながら提出を求めていく。

③ 教職員の校務用パソコンについては、平成22年度までに、全ての県立学校の教員に対して一人一台宛てコンピュータを配備することとしている。平成19年度においては、一括購入対象とする機種選定やシステム構成などに時日を要したため、その入札残分について再び一括購入の手續をし得るだけの時間的余裕がなくなってしまったものである。今後は計画的、効率的に調達を行い、効果的な予算執行に努めることとする。

④ 高鍋農業高等学校、小林高等学校及び五ヶ瀬中等教育学校の各生徒寮については、それぞれ、農業後継者育成、体育コース専用、全寮制中高一貫校という、各学校の特色に応じた運営を行っているところであり、こうした運営実態の違いを反映して、寮費についても額や用途が異なる状況となっている。今後、寮費の取扱いについて、基本的な考え方を整理するとともに、3寮の特色の周知を図るなど、県民の理解を得るための方途についても検討していく。

46 スポーツ振興課

(1) 監査の結果

生涯スポーツ拠点施設整備促進事業補助金について、補助金交付要綱に変更手続が必要となる基準が設けられていないため、事業計画が大きく変更になったにもかかわらず変更手続が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

補助金交付要綱では、交付決定した補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更は申請を要しないとしているが、その基準が明確でなかったことによるものである。今回、別途要領を定めて基準の明確化を図った。今後は、現地視察や書面提出により、市町村事業の進捗状況の把握に努めるとともに、事業内容の変更が生じるものについては、速やかに事業内容の変更申請を行わせるなど、適正な補助金の執行に努める。

47 文化財課

(1) 監査の結果

県民文化ホールについて、解体処分に伴う教育財産等取扱規程及び公有財産取扱規則に定める事務処理が行われていなかった。善処を要する。(注意事項)

(2) 講じた措置

県民文化ホール解体工事に係る所要事務のうち、用途廃止については事務処理がなされていたが、教育財産等取扱規程第41条「普通財産の処分」及び公有財産取扱規則第31条の2「普通財産の処分報告」の事務処理が行われていなかった。今後は、財産管理を含め財務会計全般にわたって遺漏のないよう、適正な事務処理の徹底を図り、再発防止に努める。

## 48 図書館

## (1) 監査の結果

旅費について、宿泊料の調整がされていないため、過払いとなっているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

本件は平成20年1月の宿泊を伴う出張に関して、食糧費を支給していたにもかかわらず、旅費の減額調整を行わなかったため、過払いになっていたものである。事務局監査実施後、直ちに調整額を計算し、過払いとなっていた1,531円を当該職員に戻入させた。今後は、旅費額の調整が必要な出張をはじめ、全ての旅費計算について複数の職員で厳密にチェックを行い、再発防止に努める。

## 49 美術館

## (1) 監査の結果

① 平成19年度予算に係る物品の購入について、平成18年度に契約をしているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)

② 旅費について、バック旅行を利用する場合の調整誤りにより、過払いとなっているものが見受けられた。善処を要する。(指摘事項)

③ 移動ハイビジョン車運転業務委託について、単価契約であっても年間執行見込額が100万円以上のものについては予定価格調書を作成すべきところ、作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

④ 展示台製作業務委託等について、財務規則等に定められた事項が契約書に記載されていないものが散見された。留意を要する。(注意事項)

⑤ 契約額が100万円以上である非常用発電機保守業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 本件は、平成19年5月開催の特別展の印刷物の納入に関して、本来なら19年度で契約、支払をすべきところ、年度初めの準備行為の事務と混同したことや単純な確認不足により、誤って18年度に契約、19年度予算により支払という事務処理を行ったものである。今後は、このようなことがないように財務規則や関係する規定等の再確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

② 本件は、平成19年11月、12月及び平成20年2月の東京、名古屋への出張について、実際には朝食付きのバック旅行を利用したが、誤ってバック旅行に朝食が含まれない条件で積算をしたことから、過払いとなったものである。事務局監査終了後、直ちに正しい調整額を計算し、過払いとなっていた4件、3,406円について戻入手続きを行い、当該職員に平成20年8月8日に戻入させた。今後は、バック旅行の内容をはじめ、全ての旅費計算について確認を徹底するとともに、関係職員全員でチェックを行うよう体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

③ 市町村を巡回して美術鑑賞番組等を放映する移動ハイビジョン車の運行委託については、年間の単価契約を締結し、実績に応じて支払をしているところであるが、年間の執行見込額が100万円以上になることが予想されたにもかかわらず、単価契約については予定価格調書の作成は不要と誤認したことにより、調書を作成しなかったものである。今後は、財務

規則や関係する規定等の再認識を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再認識し、適正な事務処理に努める。

④ 本件は展示台業務委託等の契約において、契約書に記載すべき内容の確認が不足していたことにより、本来記載すべき再委託の禁止や第三者への損害賠償等の規定が記載されていなかったものである。今後は、契約書に記載すべき事項について再確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

⑤ 本件は、契約額が100万円以上である非常用発電機保守業務委託について、委託料を複数回に分けて支払う契約としたところ、1回あたりの支払が100万円未満だったことから、本来ならば最終支払時に作成すべき検査調書を不要と誤認し、請求書余白への検査確認印で処理したものである。今後は、会計事務の基本に忠実な事務処理を再度徹底するとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

## 50 総合博物館

## (1) 監査の結果

契約額が100万円以上である展覧会の総合企画及び実施運営に係る業務委託について、契約書で契約の期間が満了するまでに提出することとされている実績報告書が提出されておらず、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

本件は、総合博物館と民間会社2社の三者が実行委員会方式で行った特別展の業務委託において、実績報告書と検査調書を作成すべきであったにもかかわらず、契約期間満了時に開催された上記三者による実行委員会での実績報告並びに会計監査報告をもって、所要の手続きを完了したと誤認し、作成しなかったものである。事務局監査終了後、直ちに実行委員会に実績報告書を提出させるとともに、検査調書を作成した。今後は、財務規則に定められた契約事務が適切に行えるよう、職員の指導を徹底するとともに、複数の職員によるチェック体制を再確認し、再発防止に努める。

## 51 西都原考古博物館

## (1) 監査の結果

① 長期継続契約である警備業務委託契約について、翌年度以降において予算が減額または削除された場合に県が契約を解除できる特約事項の規定がなかった。善処を要する。(注意事項)

② 庁舎清掃業務委託について、契約書で請負業者が作成することとされている業務日誌が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 本件は、平成18年度から21年度の4年間の長期継続契約である警備業務委託契約について、当初の契約で解除要件の特約事項が漏れ、そのままとなっていたものである。事務局監査終了後、直ちに委託業者へ連絡して、契約書に解除要件の挿入の処理を行った。今後は、委託契約書の内容について確認を徹底するとともに、複数の職員でチェックを行う体制を整備し、再発防止に努める。

② 本件は、庁舎清掃業務委託の契約において、通常清掃については業務日誌(日報)により毎日報告することになっていたところ、契約内容の単純な確認不足のため、月報のみによ

り業務の報告を受け、確認を行っていたものである。今後は、委託契約書の内容について確認を徹底するとともに、複数の職員でチェックを行う体制を整備し、再発防止に努める。

## 52 宮崎東高等学校

## (1) 監査の結果

- ① 授業料の収納事務について、適切でないものがあつた。留意を要する。(注意事項)
- ② 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円未満の契約を同一業者と3日間に2回行っているものがあつたが、その合計額は二者以上の見積が必要な10万円を超えていた。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つの契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。留意を要する。(注意事項)
- ③ 卒業証明書等について、交付願の確認欄に校長及び事務長の確認印を徴しないまま発行しているものが散見された。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 本件は、文書や電話、家庭訪問等の面談をとおして授業料納入の督促を行ったにもかかわらず、未納となっていた生徒の授業料について、本来ならば未納金として処理すべきところ、職員が一時的に立て替えていたものである。今後は、関係法規等の遵守を徹底しながら、未納者に対しては関係職員全員で対策にあたるなど、適正な事務処理に努めるとともに、入学時や年度当初に保護者や生徒に対して行っている納期内納入の指導や授業料減免制度の周知をさらに徹底し、再発防止に努める。
- ② 本件は、物品購入の際に、職員からの購入要求を受ける毎に随時調達していたことから、結果的に短期間における同一業者からの調達となつてしまったものである。今後は、緊急性・必要性を考慮しながら計画的に購入要求を行うよう、職員に対して指導の徹底を図るとともに、効果的・効率的な調達を目的として適時適正な契約行為を行うなど、適正な事務処理に努める。
- ③ 本件は、各種証明書の発行にあたり、待ち時間の短縮など依頼者の便宜を優先したため、発行時に確認事務を行わず、その後も処理を忘失したものである。事務局監査終了後、職員に対して、改めて条例・規則を遵守し、適切な事務処理を行うよう周知徹底を図った。今後は、担当者のみならず、複数職員でのチェック体制を強化し、再発防止に努める。

## 53 日南振徳商業高等学校

## (1) 監査の結果

物品の購入について、年度末に年間の必要量を上回る購入が行われているものがあつた。留意を要する。(指摘事項)

## (2) 講じた措置

本件は、年度末に、翌年度当初に必要となる印刷用の消耗品をまとめて購入した際、必要数量を明確に把握しないまま発注を行い、年間の消費量を上回る数量を購入したものである。今後は、購入担当者と物品管理担当者の連携体制の強化を図るとともに、消耗品出納簿により前年度の消費量実績等を検討したうえで計画的な発注を行うなど、効果的・効率的な調達を行い、再発防止に努める。

## 54 高原高等学校

## (1) 監査の結果

- ① 生産物について、生産物明細書から生産物台帳への転記も

れとなっているものや、生産物明細書による報告がされなかったために生産物台帳に登記されていないものなどがあつた。善処を要する。(注意事項)

- ② 校内の保管庫に常備するガソリントラックから自家用車に給油する事例が発生している。再発防止のため、物品管理の徹底が必要である。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 本件は、生産物のうち、牛と豚の一部について記載もれや生産物担当職員からの報告もれにより適正な事務処理が行われず、生産物台帳への登記がなされていなかったものである。事務局監査終了後、直ちに台帳の記載内容を確認し、不足分について登記を行った。今後は、生産物担当部門においても生産物台帳の副本を作成・整備するとともに、毎月、事務長・農場長・事務職員・生産物担当職員が合同で頭数確認を行うなど、チェック体制の強化を図ることとした。
- ② 本件は、私用で緊急に自家用車を使用する必要が生じた職員が、ガソリンを購入するための現金を持ち合わせていなかったことから、作業用車両等に使用するガソリンを一時的に借用し、後日返却したものである。本件事実を確認後、直ちに保管庫の鍵を取り替え、鍵の保管場所を事務室にするなど不適正な使用の防止を図るとともに、職員に対して燃料使用簿への記入を徹底し、使用簿と実際の燃料残量との照合を毎週行うなど、チェック体制を強化した。今後は、燃料をはじめとする物品の適正な管理について職員への指導を徹底し、再発防止に努める。

## 55 延岡青朋高等学校

## (1) 監査の結果

学校納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

本件は、学校納入金の一部において、繰越額が多額であること及び会計報告がなされていないことについて、是正の要望があつたものである。繰越額については、過去の歳入歳出の実績等をもとに徴収金額の見直しを行うなど、保護者の負担軽減を図る方向で適正に対応していく。また、会計報告については、全ての徴収金について保護者に会計報告を行うこととした。今後は、関係する規定等に基づき、学校納入金の適切な管理運営に努める。

## 56 延岡商業高等学校

## (1) 監査の結果

学校納入金については、県立高等学校管理運営規則により「保護者の負担軽減に努めなければならない」と規定されているが、繰越額が多額となっているものがみられる。また、「公金に準じた処理により保護者に会計報告がなされなければならない」と規定されているが、一部について会計報告がなされていない。学校納入金についての適切な管理運営が望まれる。(要望事項)

## (2) 講じた措置

本件は、学校納入金の一部において、繰越額が多額であるこ

と及び会計報告がなされていないことについて、是正の要望があったものである。繰越額については、授業料と同時に徴収した同窓会入会金について、本来ならば同窓会に送金すべきところ、事務処理を忘失したことが原因であり、事務局監査終了後、直ちに送金を行った。また、会計報告については、全ての徴収金について保護者に会計報告を行うこととした。今後は、関係職員によるチェック体制をさらに強化するとともに、関係する規定等に基づき、学校納入金の適切な管理運営に努める。

## 57 門川高等学校

## (1) 監査の結果

需用費で支出すべき修繕費用について、委託料で支出されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

本件は、校長室の床材の張替について、本来ならば現状復旧を目的とした小規模な修繕として需用費で支出すべきところ、会計科目の誤認により、委託料で執行したものである。今後は、このようなことがないよう財務規則や関係する規定等の再確認を行うとともに、関係職員全員でのチェック体制を再確認し、適正な事務処理に努める。

## 58 五ヶ瀬中等教育学校

## (1) 監査の結果

① 卒業生から卒業記念として贈呈されたテレビ等について、物品の受入手続が行われていなかった。善処を要する。(指摘事項)

② 備品購入費で支出すべき物品購入費用について、需用費で支出されているものがあつた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 本件は、平成12年度卒業生からの寄贈物品(テレビ・ビデオデッキ・ラック一式)について、物品受入手続きを行ってなかったものである。当該物品については、寄贈当時の金額等を確認のうえ、物品の受入手続きを行い、備品として登録した。今後は、寄贈物品の受け入れについては、財務規則等の規定に則り、適正な処理手続きを行うこととする。

② 本件は、平成20年3月に購入した物品のうち、購入額が2万円を超えていたものについて、備品購入費で支出すべきところ、誤って需用費で支出していたものである。事務局監査終了後、直ちに、当該物品について消耗品から備品への分類換えを行った。今後は、関係規定等に基づいた適正な事務処理を徹底するとともに、関係職員での点検・確認体制を強化し、再発防止を図ることとする。

## 59 日南くろしお支援学校

## (1) 監査の結果

契約額が100万円以上である養護学校等医療的ケア実施事業委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

本件は、100万円以上の支払について、本来検査調書を作成すべきであるにもかかわらず、関係規定等の単純な錯誤により、作成してなかったものである。事務局監査終了後、直ちに検査調書を作成し、支出書類に添付するとともに、職員に対して、適正な事務処理を行うよう周知した。今後は、会計処理の基本に戻り、条例・規則を踏まえながら事務処理を行うとともに、職員同士のチェック体制を強化し、相互牽制を図ることにより、再発防止に努める。

## 60 警察本部

## (1) 監査の結果

① 子ども緊急通報装置の設置に係る契約について、年度当初に支出負担行為の整理が行われていなかった。留意を要する。(注意事項)

② 押しボタン式信号機の設置工事に係る設計について、単価を誤り設計額が過小となっていた。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 契約時における適正な事務処理が行われるように、関係職員に財務規則等の根拠法令を習熟させるとともに、支出負担行為の整理が行われているか係間で相互チェックを行うように指導した。

② 積算単価変更の都度、課長以下の複数の責任体制において徹底したチェックを行うこととした。

## 61 串間警察署

## (1) 監査の結果

① 物品の購入について、一者による随意契約が可能な10万円未満の契約を同一業者と2日連続して行っているものがあつたが、その合計額は二者以上に見積が必要な10万円を超えていた。当該事例は一般的な事務用品等の購入であり、一つの契約にまとめて二者以上による見積とすべきである。留意を要する。(注意事項)

② 串間警察署公共下水道配管接続工事について、請負業者に対して交付すべき監督員選任通知書が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

① 地方自治法、財務規則等の根拠法令を習熟させるとともに、在庫管理を徹底させ、物品購入時の効率性、競争性を保てるように指導した。物品の購入については、前年度の実績を参考に、1月毎又は四半期毎による購入計画に従って執行することとした。

② 複数人によるチェック機能を強化するとともに、地方自治法、財務規則、宮崎県工事請負契約約款等の根拠規定に定められた監督員選任通知書等文書の確実な作成の徹底を図った。

## 62 高岡警察署

## (1) 監査の結果

旅行命令書が作成されていないため、旅費が支給されていないものがあつた。善処を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

支給されていなかった対象者1名の旅行命令書を作成し、その旅費額1,051円を平成20年8月5日、本人の口座に振り込んだ。例会、幹部会等で旅費制度の周知と勤務管理の徹底を図るとともに、旅費担当者のさらなるスキルアップとチェック機能の強化を図った。

## 63 企業局

## (1) 監査の結果

① 公有財産使用料等について、調定事務が大幅に遅れているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)

② 企業局地域振興貸付金の貸付に関する覚書について、契約の相手方を知事とすべきところを環境森林部長としていた。留意を要する。(注意事項)

③ 普通財産の貸付手続について、手続及び貸付契約内容の一

部に企業局固定資産管理要領に定める事務処理となっていないものが見受けられた。善処を要する。(注意事項)

- ④ 岩瀬ダム漁業補償については、放流基金として企業局が運用し、放流費の財源として活用されているが、運用益だけでは賅えず、企業局が不足分を補填している。現時点では、放流基金の取扱方針が明確に示されていないことから、早急に方針決定を行うことが望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 行政財産使用許可台帳システムを見直すなど、調定事務の適正な執行に十分留意する。
- ② 今後はこのようなことのないよう留意する。
- ③ 契約更新の際に、企業局固定資産管理要領に定める事務処理を行う。
- ④ 岩瀬ダム漁業補償については、漁業損失補償契約に基づき、今後とも毎年支払っていくこととする。また、このことに関して疑義が生じないように、平成20年度決算において処理することとする。

64 経営管理課

(1) 監査の結果

- ① 宮崎病院及び延岡病院の施設整備に係る設計業務委託について、契約日が落札決定の日から7日を超えているものが見受けられた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 旅費について、宿泊料の調整誤りにより、過払いとなっているものがあった。善処を要する。(注意事項)
- ③ 宮崎、延岡及び日南の各病院において、高額医療器械の購入時期が年度末近くとなっているものが見受けられた。医療機能の充実と患者サービスの向上のため、早期購入が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 今後は、電子入札による落札決定通知後は、内部で契約締結予定日を十分確認の上、契約の締結に必要な書類の徴求を迅速にし、契約締結予定日を落札者に伝えるとともに、期限近くまで提出がない場合には適宜催促するなど、落札決定日から7日以内の契約締結を厳守する。
- ② 過払いとなっていた旅費については戻入させた。今後は、係ることのないよう旅行命令の内容、宿泊地の確認等を徹底する。
- ③ 高額医療器械の購入については、可能なものは早期発注、早期の運用開始に努めているが、機種を選定、価格調査等に時間を要する場合があること、ほとんどが受注生産であり納品に時間を要すること、国の補助対象である場合、交付決定まで購入手続きが取れないこと等により、これまで年度末近くでの納品が多くなっている。また、これまで年度途中で以下の状況となった場合、既定予算の組替えにより、購入する医療器械を変更することで柔軟に対応してきた経緯がある。
  - ア 故障等により、診療に重大な支障をきたす医療器械の更新の必要が生じた場合。
  - イ 法令等の改正、新たな施設基準への対応、新たな医師の確保等により、新規に器械備品を整備する必要が生じた場合、又は整備した方が収入確保上有利である場合。組み替える予算がない場合は、増額補正予算を編成することとなるが、その場合、以下の問題が生じるため、将来の病院経営を考慮し、上記のような対応を行うことにより、可能な限り補正対応しないよう努めてきたことである。

ア 追加的な購入費用の財源を企業債とする場合、当初予算において適正な水準での起債を計画しているため、将来にわたって元利負担が健全な水準を超えて増加し、計画的な病院経営に支障を来す恐れがあること。

イ 財源を企業債としない場合、内部留保資金で賅うこととなるが、内部留保資金が逼迫している近年、無計画な購入は、病院経営全体の資金計画への悪影響から、現金の払底、一時借入金での対応に転落する危険性が増す恐れがあること。

このため、医療器械の購入については、今後とも、可能なものは早期購入に努めるとともに、購入の緊急性、必要性を十分把握の上、不測の事態に対応できるよう、年間を通しての計画的な執行に努めてまいりたい。

65 宮崎病院

(1) 監査の結果

- ① セミナー参加料に係る資金前渡について、精算事務手続が遅れているものがあった。留意を要する。(注意事項)
- ② 個人負担の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

(2) 講じた措置

- ① 学会参加費に係る資金前渡の精算については、これまでも帰庁後7日以内に精算を行うよう周知徹底を図ってきたが、一部、証拠書類の提出が遅れたものがあった。これまでの院内での広報による周知徹底はもとより、個々に注意喚起するなどさらなる徹底に努める。
- ② 近年の景気低迷や雇用情勢の悪化等により、生活困窮に陥り、医療費支払いのできない患者が増えている。そのような患者は、国保税等の支払いもできずに無保険状態となった者も多く、自己負担分の医療費も大きいものとなり、ますます支払い困難になるという悪循環となっている。また、当初から支払う意思がなくモラルの低下した悪質な事例も増えており、対応に苦慮している。このような情勢で、財産調査権等もなく厳しい状況ではあるが、以下の対応を地道に実施し、未収金圧縮に努めていく。

ア 未収金を発生させない方策

医療費支払い方法等の説明を事前に患者や家族に行うとともに、必要に応じて、高額療養費、出産一時金等の制度説明を行う。

イ 窓口等で払わない患者への対応

保険証を忘れた、今日は持ち合わせがないので後日納付書で払う等と当日精算しない患者に対しては、そのまま帰さず、必ず理由を聴取するとともに、医事課等でいつまでに払うか明確にした納付誓約書を書かせる。常習又は問題ありと思われる患者には複数で対応するなど、職員の連携協力体制を強化する。

ウ 未収金発生後の方策

未収金整理簿を定期的にチェックし、支払いが計画的に行われていない患者に電話等で連絡をし、納付を促す。未納状態が長く続く患者や連絡が取れなくなった患者については、住所調査や徴収員の臨戸調査等を実施する。場合によっては、入院申込書に記入させた連帯保証人に連絡し、納付を促す。払えるのに払わない(財産があると思われる)悪質未納者に対しては支払い督促等の法的手続きの検討

を行う。(しかし、法的手続きには時間がかかり、自分で財産を特定する必要がある等の実行性に問題があるので、電話や臨戸等で直接未収金を回収する方法を講じながら、法的手続きの検討を進める。)

## 66 日南病院

## (1) 監査の結果

個人負担の医業未収金について、収入未済額が前年度と比較して増加している。収入促進について、一層の努力が望まれる。(注意事項)

## (2) 講じた措置

近年の景気低迷、雇用情勢の悪化などにより、失業等による生活困窮や国税滞納等により医療費が支払えない患者が増え、個人負担分の医業未収金が増加している。このような状況にあって、院内組織である未収金対策等検討部会において、事務職員、看護職員等が丸となって、未収金発生防止策を検討するなど組織的に未収金対策に取り組んでいる。現在発生している未収金の回収については、定期的に督促状を送付したり、また非常勤の徴収員2名が月に20日程度臨戸徴収にあたっているところである。さらに、外来受付と医療連携科の職員が常に連絡を密にして未収金のある患者に支払いを促すことにより、一定の成果をあげている。事務部の職員についても、年間の特定の月に徴収員に帯同して臨戸徴収に取り組んでいる。発生の未然防止策としては、退院時には、入院料等の領収確認後、あるいは当日全額支払えない患者については、納付誓約書を提出しなければ、退院手続きができないこととしている。また、平成19年10月からはクレジットカードによる支払いも開始し、患者への利便性の向上を図り、一定の成果をあげている。さらには、悪質な滞納者に対しては、平成18年度後半から法的措置を開始し、平成19年度に支払督促が確定した4名に対しては、継続して訪問し納付の督促を行った結果、1名は完納し2名は分割納付に応じている。残り1名に対しても、さらに訪問する等の個別の対策を強化しているところである。今後も、納入催告に応じない悪質な滞納者に対しては、厳しい態度で臨むとともに、連帯保証人に対しても督促を行うなど、あらゆる方法を講じて未収金の回収に取り組んでいく。

## 67 延岡病院

## (1) 監査の結果

- ① 洗濯業務及びリネンサプライセンター業務委託について、予算執行何額を超えて執行されていた。留意を要する。(指摘事項)
- ② 物品の修繕や売買に係る契約書について、(ア)相手方が保有すべき契約書を相手方に渡していないもの、(イ)収入印紙が貼付されていないもの、(ウ)病院長の押印がされていないものが散見された。善処を要する。(指摘事項)
- ③ 医療機器類の借上げに係る単価契約について、見積書の日付や単位表示が適切でないもの、年間執行見込額が100万円以上のものについて予定価格調書を作成していないもの、単価ではなく年間執行見込額を予定価格としているものが散見された。留意を要する。(指摘事項)
- ④ 旅費について、県外旅行雑費の調整がされていないため、過払いとなっているものが散見された。善処を要する。(注意事項)
- ⑤ 契約額が100万円以上であるボイラー・圧力容器点検整備業務委託について、完了検査後に作成が必要となる検査調書

が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

## (2) 講じた措置

- ① 洗濯業務とリネンサプライセンター業務については、従来別個の委託契約としていたが、平成19年度から契約を一本化したものである。毎月、固定部分と出来高部分の合計額を支出しており、予算執行何に消込みを行い、累計支出額を管理、支出時に確認していた。平成20年3月分の出来高部分の支出額が、2月、3月の患者数が例年を上回ったことから、年間の支出額合計が予定額を超過してしまっていたが、決算時の事務処理と錯綜し、また、累計支出額の確認も怠ったため、予算執行何額を超えて執行してしまったものである。今後は、支払い時の予算執行何額の確認を徹底し、適正な事務処理を行う。
- ② (ア)については、契約相手方に契約書交付を再三連絡したが受取りに來なかつたことから担当者がそのまま保管していたものである。(イ)及び(ウ)については、契約締結時及び支出の時点で確認すべきところ、漏れがあったものであり、(ア)から(ウ)の全てについて、相手方に説明の上、対処した。今後は、契約の締結に当たって、印紙税の納付漏れがないよう精査し、公印の押印を行った上で、遅滞なく1通を相手方に渡すこととし、一定期間、相手方が受け取りに來ない場合は、相手方にその旨連絡した上で郵送することとする。また、県が保管する契約書については支出書類裁決時にも添付し、印紙及び押印の確認を徹底する。
- ③ 当該医療機器類の借上げは、一定期間継続して供給を受けるもので、数量や個々の借上げ期間に変動があるものについては、病院局財務規程に基づき、単価による契約としているが、見積り額の徴求及び予定価格との照合において、年間予定数量に基づく総額により相手方を決定していたものである。今後、見積書は適宜に徴するとともに、単位表示等について、契約の趣旨に基づき分かりやすく適正な表示にするよう配慮するとともに、予定価格調書についても単価契約とするものは単価を定めるよう徹底する。また、年間執行見込額が100万円以上のものについては、予定価格調書の作成を漏らすことのないようチェック体制の見直しを行った。
- ④ 過払いとなった旅費については、全て返還手続きを行った。今後、このような誤りが生じないよう、旅行命令時点における審査だけでなく、旅費支出の際に再度旅行内容の徹底を確認することとした。
- ⑤ 支出調書作成の際、担当者が失念していたことに加え、支出何決裁者に至るまでチェック漏れしていたものである。今後は、契約額が100万円以上の業務委託については、検査調書の漏れがないようチェックを徹底し、かかることのないよう留意する。

## 68 富養園

## (1) 監査の結果

- ① 警備業務及び建物内清掃業務の入札について、代決権のない者が入札執行者となっていた。留意を要する。(注意事項)
  - ② 衛生補助業務委託等について、財務規程等に定められた事項が契約書に記載されていないものが見受けられた。留意を要する。(注意事項)
- (2) 講じた措置
- ① 契約担当者及び代決権を持つ者が全て不在の際、病院局各

規程を確認せず、入札の代理執行者を定めて執行してしまったものである。今後、このようなことがないよう、内部チェック体制の強化を図るとともに、病院局財務規程等に基づき、適正な事務執行に努めていく。

- ② 個人との契約であり、長期間にわたり同じ契約書案文を用いて契約していたため、契約保証金、損害賠償、個人情報保護等の必要な事項が記述されていない契約書を交わしてしまったものである。今後、契約書の具体的な記載事項については、病院局財務規程等に基づき、行政経営課作成の「契約書の手引き」も参考にし、適正な記載事項を漏れなく記載していくよう努めていく。

#### 69 社団法人宮崎県林業公社 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

- ① 有価証券の評価について、利息収益に計上すべき経過利息を満期保有目的有価証券の取得価額に含めて評価したことから評価額の計上を誤っていた。善処を要する。(注意事項)
- ② 物品の購入において、発注担当者と検査員が同一職員となっているものが散見された。また、作業路補修等の委託事業において、事業監督員と検査員が同一職員となっているものが散見された。留意を要する。(注意事項)
- ③ 売上原価が売上代金を上回っていることから毎年経常損失を計上し、債務超過の額が拡大している。また、長期借入金も増加している。引き続き積極的な経営改善への努力が望まれる。(要望事項)
- ④ 経理規程について、支払に関する具体的な手続が規定されていない。また、手続上、小切手を必要としない支払に小切手が用いられている。経理規程や支払事務手続の見直しが望まれる。(要望事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 林業公社では、監査指摘後、有価証券(国債)評価について、満期保有目的有価証券の取得価格と経過利息の修正仕訳を行い、平成20年度会計で前期損益修正損として処理することとした。県では、有価証券(国債)評価について、適正な修正仕訳が行われたことを確認した。
- ② 林業公社では、監査指摘後、発注担当者及び事業監督員以外の者を検査員として下命することとした。県では、監査指摘後、検査員が発注担当者及び事業監督員以外の者に下命されていることを決裁伺により確認した。
- ③ 林業公社では、平成19年10月に決定した「経営方針」及び平成20年3月に策定した「第3期経営計画」に基づき、計画的かつ効率的な収入の確保を図ることとし、引き続き経営改善に努めることとしている。県では、引き続き「林業公社改革推進協議会」において、経営改善が着実に図られるよう進行管理を行うとともに、森林の公益的機能の維持・増進など、森林に対する県民の期待に十分応えられる公社となるよう指導・監督に努める。
- ④ 監査指摘後、林業公社では、経理規程に支払に関する具体的な事務手続の規定を定め、見直しを行った。また、金銭の支払方法については、原則として口座振込制によるものとし、小切手の使用を廃止した。県では、経理規程が改正され、小切手の使用が廃止されたことを確認した。

#### 70 財団法人宮崎県産業支援財団 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

- ① 宮崎県産業支援財団設備資金事業補助金について、補助対

象外経費を補助対象経費に算入していた。善処を要する。(指摘事項)

- ② 国際バイオEXPO出展に係る小間装飾業務委託契約について、契約書(請書)が作成されていなかった。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 補助対象外経費分については、県へ返還させた。また、内部チェック体制の整備について指導するとともに、補助金実績報告時に補助対象経費と補助対象外経費の区分明細表を添付させることとした。
- ② 契約の締結に当たっては、契約の性質又は目的、金額に応じて適正な契約書(請書)を作成するよう一層留意するとともに、担当部門のラインでの確認に加え、総務会計担当部門におけるチェック機能を強化するよう指導した。また、今回指摘事項となった一件の金額が50万円未満の契約であることを理由に請書を省略する場合は、消費税の金額にも十分留意することとした。

#### 71 宮崎県信用保証協会 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

機械警備及び清掃に係る業務委託について、長期間にわたり同一業者に同一条件で自動更新による契約がなされており、業者間の競争による適正な価格が確保されているとは言い難い。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

県は、業務委託に関する契約事務の規程の整備について指導を行い、信用保証協会は、関係規程を設け、次回の契約更新時においては、競争入札等を実施することとした。

#### 72 社団法人宮崎県農業振興公社 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

- ① 畜産担い手育成総合整備事業に係る工事設計委託業務について、委託料の支払時期が契約書に記載された支払期限より遅れているものがあつた。留意を要する。(注意事項)
- ② 市町村農業公社等に対して概算払で交付した補助金について、額の確定が行われていないものが散見された。善処を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

- ① 委託契約書条項に基づき、適正に支払事務が行われるよう指導を行った。
- ② 額の確定について早急に手続きを行うよう指導するとともに、補助金事務について、事業補助金交付規程に基づき、適正に執行するよう指導を行った。

#### 73 宮崎県土地開発公社 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)

##### (2) 講じた措置

財務諸表における注記事項で退職給付引当金の算定方法の注記が誤っていたものであり、今後の財務諸表作成にあたっては、適正な表示に改めるよう指導した。

#### 74 宮崎県道路公社 (出資団体)

##### (1) 監査の結果

- ① 退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 旅費について、宿泊料等の調整誤りにより、支給不足とな



っているものがあつた。善処を要する。(注意事項)

- ③ 有料道路回数券について、受払手続や在庫管理に不十分な点が見受けられた。事故防止及び盗難防止の観点から適切な出納管理が望まれる。(要望事項)
- ④ 固定資産の償却について、取得価額の10%を残存価額として減価償却を行っているが、償却済資産の多くが売却できないなど実質的資産価値がなく、また、資産の除却時において多額の除却損を計上している。法人税法の改正等を踏まえた会計規程の見直しが望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 退職給付引当金については、実際の算定方法と異なる方法を財務諸表の注記事項に記載していたためであり、今後の財務諸表の作成にあたっては、適正な表示に改めるよう指導した。
- ② 不足額については、監査終了後直ちに支給し、今後同様のことが発生しないよう注意した。
- ③ 有料道路回数券の窓口での保管数量は必要最小限とするともに、回数券受払簿や取扱者とのチェックを強化し事故防止や盗難防止に努めるよう指導した。
- ④ 監査で固定資産で利用しないものは処分するようにと指導を受けたこともあり、平成19年度末現在の使用不能の固定資産を一括して除却したため、除却損が発生したものである。公社の減価償却は、残存価額10%で処理しているところであるが、法人税法の改正により平成19年4月1日以降は残存価額1円まで償却することができることになったことから、他県の道路公社の状況等を調査し、その上で対応を検討したい。

75 宮崎県住宅供給公社(出資団体)

(1) 監査の結果

- ① 退職給付引当金について、期末要支給額の算定を誤り、計上不足となっていた。留意を要する。(注意事項)
- ② 住宅管理事業等未収金について、一元的に管理する台帳が整理されていなかった。また、一部の未収金について、回収に向けた取組が行われていないものがあつた。適切な債権管理が望まれる。(要望事項)

(2) 講じた措置

- ① 財務諸表の注記事項を誤って記載しており、今後は適正な注記事項に改めることとする。
- ② 住宅管理事業等未収金について、個別に整備しているが、平成20年度末には一元的に管理する債権管理台帳を整備することとする。また、未収金については、「滞納整理事務処理要領」に基づき督促を行っているところであるが、今後も引き続き債権者に対する督促を進めるとともに、所在不明者の把握・回収に努めることとする。

--	--